

2022年7月13日

各 位

会 社 名 株式会社島津製作所
代表者名 代表取締役社長 山本 靖則
(コード：7701 東証プライム)
問合せ先 経営戦略室長 田島 渉
電話番号 075-823-1559

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「日水製薬株式会社株式(証券コード：4550 東証プライム市場)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社島津製作所(以下「公開買付者」といいます。)は、2022年5月31日開催の取締役会において、日水製薬株式会社(証券コード：4550、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2022年6月17日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が、公正取引委員会から2022年7月11日付排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を2022年7月12日付で受領したことに伴い、2022年6月17日付で提出した公開買付届出書(2022年6月22日付及び2022年6月29日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、各種記載事項の変更が必要となるとともに、公開買付届出書の訂正届出書を提出することで、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、買付け等の期間を2022年7月15日から同月28日まで延長することが必要となったことから、公開買付届出書に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、2022年7月13日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、2022年6月16日付「日水製薬株式会社株式(証券コード：4550 東証プライム市場)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を変更いたしますので、お知らせいたします。

記

変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

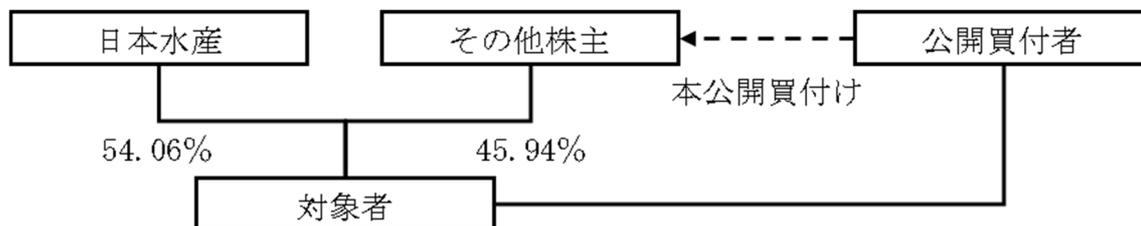
(変更前)

< 前略 >

なお、公開買付者は、公開買付開始予定プレスリリースにおいて公表しましたとおり、①2022年6月下旬から2022年7月下旬を本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)として本公開買付けを実施することを目指しており、これに伴って、②本自社株公開買付けは2022年8月上旬～2022年9月上旬に、③本スクイズアウト手続は2022年10月下旬～2022年11月上旬に、それぞれ実施することを予定しておりました。もっとも、下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、公開買付者は、2022年6月3日、本質権の解除を確認するとともに、2022年5月31日以降に本質権の解除以外の他の本公開買付前提条件の充足を妨げる事情はないと判断したことから、対象者と協議の上、2022年6月8日、本公開買付けの開始日を2022年6月17日とする旨を対象者に口頭で連絡し、2022年6月16日付で本質権解除以外の本公開買付前提条件が充足されていることを確認したことから、本取引の一環である本公開買付けを2022年6月17日より開始することとしたため、これに伴って、②本

自社株公開買付け及び③本スクイーズアウト手続の予定時期を以下のとおり変更することといたしました。

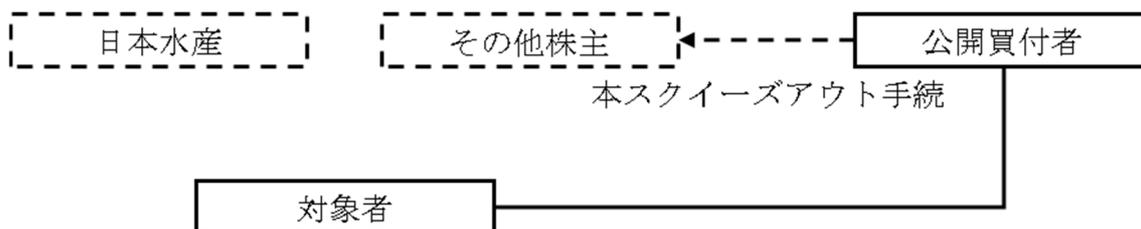
① 本公開買付け（2022年6月17日～2022年7月14日）



② 本自社株公開買付け（2022年7月25日～2022年8月22日（予定））



③ 本スクイーズアウト手続（2022年10月中旬～2022年10月下旬（予定））



また、本日現在の予定として、本取引を概要以下の日程で実施することを企図しております。

なお、公開買付者は、本公開買付期間を 20 営業日としておりますが、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、公正取引委員会に対して本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により、事前届出が受理された日から原則として 30 日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。公開買付者は、本株式取得について、2022 年 6 月 16 日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されており、独占禁止法第 50 条第 1 項に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として 2022 年 7 月 16 日の経過をもって満了する予定です。公開買付者は、事前届出において、取得禁止期間の短縮の申請を行っておりますが、公正取引委員会が取得禁止期間の短縮を認めるか否かは公正取引委員会の裁量によるため、本公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日（本日現在においては、2022 年 7 月 13 日）までに取得禁止期間の短縮が行われず、同日までに措置期間が満了しない場合には、法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、2022 年 6 月 17 日提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、本公開買付期間を延長する予定です。また、本公開買付期間の末日までに取得禁止期間の短縮が行われた場合でも、取得禁止期間の短縮及び公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた日が本公開買付期間（延長した場合を含みます。）の末日から 10 営業日以内の日（本日現在においては、2022 年 7 月 1 日以降の日）である場合には、2022 年 6 月 17 日提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出する必要があるため、その場合、訂正届出書の提出から 10 営業日後の日まで本公開買付期間を延長する予定です。なお、本公開買付期間が延長された場合には、下表記載の各日程も同様に延期される予定です。

日程（予定）	概要
2022年6月17日	本公開買付けの開始
2022年6月17日～ 2022年7月14日	本公開買付け期間（20営業日）
2022年8月上旬	株式併合を承認するための株主総会の基準日
2022年7月25日～ 2022年8月22日	本自社株公開買付けに係る公開買付け期間（20営業日を予定）
2022年10月中旬～ 2022年10月下旬	本スクイーズアウト手続の完了

<中略>

（注7）本基準株式数（22,394,256株）に係る議決権数（223,942個）に、株式併合を承認するための株主総会の特別決議に必要となる議決権割合に相当する3分の2を乗じて得られる議決権数（149,295個（小数点を切り上げ））から、不応募予定株式（12,106,202株）に係る議決権の数（121,062個）を控除した議決権数（28,233個）に、対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（2,823,300株）として設定しております。かかる買付け予定数の下限を設定したのは、本取引において、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「（4）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び日本水産が、併せて対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、本基本契約において、日本水産は、不応募予定株式の全てを本自社株公開買付けに応募することに合意しています（なお、日本水産によれば、日本水産は、税務上の取扱いを考慮すれば、本公開買付けへの応募を行わず、本自社株公開買付けへ応募をすることが同社株主の利益に資するため、不応募予定株式の全てを本自社株公開買付けに応募することとしているとのことです。）が、公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けの決済の開始までの間の日（本日現在において、2022年8月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会（下記「（4）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下「本臨時株主総会」の記載において同じです。）の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを合意しており、日本水産は、公開買付者の指示に従い、本臨時株主総会において賛成の議決権を行使し又は公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な委任状を授与する旨合意しております。なお、本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「本自社株公開買付け応募株券等」といいます。）の総数が買付け予定数の上限（13,237,063株）を超えて、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済が行われ、不応募予定株式の全てが買付け等の対象とならなかった場合であっても、かかる合意に基づき、日本水産は本臨時株主総会において賛成の議決権を行使することとされているため、本スクイーズアウト手続を株式併合の方法により行う場合であっても、当該株式併合に係る議案が承認可決される予定です。本スクイーズアウト手続の詳細については、下記「（4）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

<中略>

対象者が2022年5月31日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」（以下「対象者自社株公開買付け予定プレスリリース」といいます。）及び「株式会社島津製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2022年5月31日付対象者意見表明プレスリリース」といいます。）並びに対象者が2022年6月16日付で公表した「株式会社島津製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」

(以下「2022年6月16日付対象者意見表明プレスリリース」といい、2022年5月31日付対象者意見表明プレスリリースと併せて「対象者意見表明プレスリリース」と総称します。)によれば、対象者は、会社法第459条第1項の規定による対象者定款の規定及び会社法第156条第1項の規定に基づき、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、本自社株公開買付前提条件の全てが充足されていることを条件に、不応募予定株式及び本自社株公開買付けへの応募を希望される株主の皆様が所有する対象者株式の取得を目的として、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として公開買付けを行う予定であることを決議しており、本公開買付けの決済の開始日(2022年7月22日)後速やかに対象者において本自社株公開買付けの開始に関する取締役会決議及びその公表を行うとともに、その翌営業日(2022年7月25日)より、本自社株公開買付けを実施する予定とのことです。

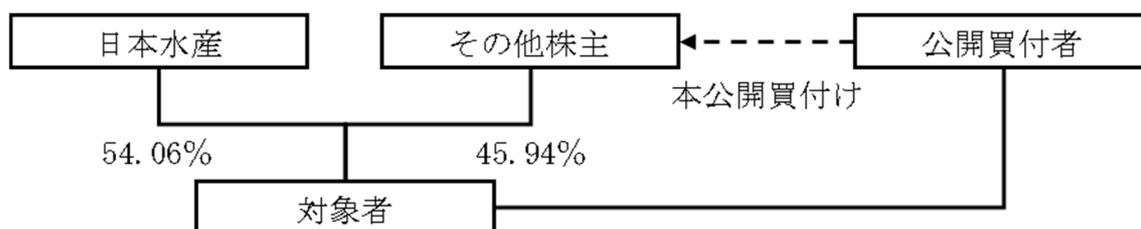
<後略>

(変更後)

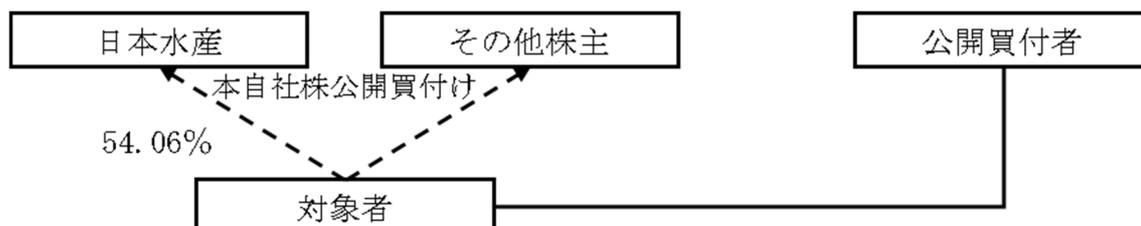
<前略>

なお、公開買付者は、公開買付開始予定プレスリリースにおいて公表しましたとおり、①2022年6月下旬から2022年7月下旬を本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)として本公開買付けを実施することを目指しており、これに伴って、②本自社株公開買付けは2022年8月上旬～2022年9月上旬に、③本スクイーズアウト手続は2022年10月下旬～2022年11月上旬に、それぞれ実施することを予定しておりました。もっとも、下記「(2)本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「①公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、公開買付者は、2022年6月3日、本質権の解除を確認するとともに、2022年5月31日以降に本質権の解除以外の他の本公開買付前提条件の充足を妨げる事情はないと判断したことから、対象者と協議の上、2022年6月8日、本公開買付けの開始日を2022年6月17日とする旨を対象者に口頭で連絡し、2022年6月16日付で本質権解除以外の本公開買付前提条件が充足されていることを確認したことから、本取引の一環である本公開買付けを2022年6月17日より開始することとしたため、これに伴って、②本自社株公開買付け及び③本スクイーズアウト手続の予定時期を以下のとおり変更することといたしました。なお、以下の各手続の予定時期は、後述のとおり、公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を2022年7月13日付で関東財務局に提出し、本公開買付期間を2022年7月28日まで延長したことに伴い、同様に延期された後の日程を記載しております。

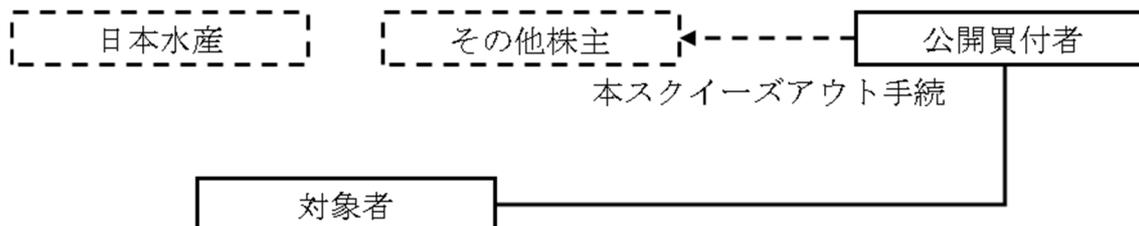
① 本公開買付け(2022年6月17日～2022年7月28日)



② 本自社株公開買付け(2022年8月5日～2022年9月5日(予定))



③ 本スクイーズアウト手続 (2022年11月上旬～2022年11月中旬 (予定))



また、本日現在の予定として、本取引を概要以下の日程で実施することを企図しております。

なお、公開買付者は、本公開買付期間を 20 営業日としておりましたが、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項に基づき、公正取引委員会に対して本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第 8 項により、事前届出が受理された日から原則として 30 日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。公開買付者は、本株式取得について、2022 年 6 月 16 日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されました。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から 2022 年 7 月 11 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び「禁止期間の短縮の通知書」を 2022 年 7 月 12 日付で受領したことから、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2022 年 7 月 13 日付で関東財務局に提出するとともに、これに伴い、法第 27 条の 8 第 8 項及び府令第 22 条第 2 項本文の規定により、本公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である 2022 年 7 月 13 日から 10 営業日を経過した日にあたる 2022 年 7 月 28 日まで延長することとなったため、本公開買付期間は 29 営業日になりました。このように、本公開買付期間が延長されたことに伴い、下表記載の各日程も同様に延期されました。

日程 (予定)	概要
2022 年 6 月 17 日	本公開買付けの開始
2022 年 6 月 17 日～ 2022 年 7 月 28 日	本公開買付期間 (29 営業日)
2022 年 8 月中旬	株式併合を承認するための株主総会の基準日
2022 年 8 月 5 日～ 2022 年 9 月 5 日	本自社株公開買付けに係る公開買付期間 (21 営業日を予定)
2022 年 11 月上旬～ 2022 年 11 月中旬	本スクイーズアウト手続の完了

< 中略 >

(注 7) 本基準株式数 (22,394,256株) に係る議決権数 (223,942個) に、株式併合を承認するための株主総会の特別決議に必要となる議決権割合に相当する 3 分の 2 を乗じて得られる議決権数 (149,295個 (小数点を切り上げ)) から、不応募予定株式 (12,106,202株) に係る議決権の数 (121,062個) を控除した議決権数 (28,233個) に、対象者株式 1 単元 (100株) を乗じた株式数 (2,823,300株) として設定しております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引において、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、下記「(4) 本両公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) 第309条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び日本水産が、併せて対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 以上を所有することとなるようにするためです。なお、本基本契約において、日本水産は、不応募予定株式の全てを本自社株公開買付けに応募することに合意しています (なお、日本水産によれば、日本水産は、税務上の取扱いを考

慮すれば、本公開買付けへの応募を行わず、本自社株公開買付けへ応募をすることが同社株主の利益に資するため、不応募予定株式の全てを本自社株公開買付けに応募することとしているとのことです。)が、公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けの決済の開始までの間の日(本日現在において、2022年8月中旬を予定しております。)が本臨時株主総会(下記「(4)本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下「本臨時株主総会」の記載において同じです。)の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを合意しており、日本水産は、公開買付者の指示に従い、本臨時株主総会において賛成の議決権を行使し又は公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な委任状を授与する旨合意しております。なお、本自社株公開買付けに応募された株券等(以下「本自社株公開買付応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(13,237,063株)を超えて、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済が行われ、不応募予定株式の全てが買付け等の対象とならなかった場合であっても、かかる合意に基づき、日本水産は本臨時株主総会において賛成の議決権を行使することとされているため、本スクイーズアウト手続を株式併合の方法により行う場合であっても、当該株式併合に係る議案が承認可決される予定です。本スクイーズアウト手続の詳細については、下記「(4)本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

<中略>

対象者が2022年5月31日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」(以下「対象者自社株公開買付予定プレスリリース」といいます。)及び「株式会社島津製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「2022年5月31日付対象者意見表明プレスリリース」といいます。)並びに対象者が2022年6月16日付で公表した「株式会社島津製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2022年6月16日付対象者意見表明プレスリリース」といい、2022年5月31日付対象者意見表明プレスリリースと併せて「対象者意見表明プレスリリース」と総称します。)によれば、対象者は、会社法第459条第1項の規定による対象者定款の規定及び会社法第156条第1項の規定に基づき、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、本自社株公開買付前提条件の全てが充足されていることを条件に、不応募予定株式及び本自社株公開買付けへの応募を希望される株主の皆様が所有する対象者株式の取得を目的として、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として公開買付けを行う予定であることを決議しており、本公開買付けの決済の開始日(本日現在においては、2022年8月4日)後速やかに対象者において本自社株公開買付けの開始に関する取締役会決議及びその公表を行うとともに、その翌営業日(本日現在においては、2022年8月5日)より、本自社株公開買付けを実施する予定とのことです。

<後略>

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

下記「(6)本取引に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本基本契約においては、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意が含まれている一方で、対抗的買収提案者からの具体的かつ実現可能性のある提案、勧誘又は打診に応じて合理的に必要な範囲で情報提供又は協議する場合は許容される旨の例外が設けられるとともに、公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日としております。もともと、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで一定の期間を確保することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しています。

(変更後)

下記「(6) 本取引に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、本基本契約においては、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意が含まれている一方で、対抗的買収提案者からの具体的かつ実現可能性のある提案、勧誘又は打診に応じて合理的に必要な範囲で情報提供又は協議する場合は許容される旨の例外が設けられるとともに、公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日としておりました。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から 2022 年 7 月 11 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び「禁止期間の短縮の通知書」を 2022 年 7 月 12 日付で受領したことから、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2022 年 7 月 13 日付で関東財務局に提出するとともに、これに伴い、法第 27 条の 8 第 8 項及び府令第 22 条第 2 項本文の規定により、本公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である 2022 年 7 月 13 日から 10 営業日を経過した日にあたる 2022 年 7 月 28 日まで延長することとなったため、本公開買付期間は 29 営業日になりました。

また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで一定の期間を確保することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しています。

(4) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

(変更前)

他方、日本水産（所有割合：54.06%）が本基本契約に従って本自社株公開買付けに応募するものと見込まれることに鑑み、本公開買付けの結果、公開買付者の所有割合が41.35%未満となる等、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を本自社株公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを要請する予定です。公開買付者は、対象者との間で、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けの決済の開始までの間の日（本日現在において、2022年8月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを合意しております。対象者意見表明プレスリリースによれば、本日現在において、対象者は公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2022年9月下旬を予定しているとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、下記「(6) 本取引に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、日本水産も、本臨時株主総会の基準日株主として、本基本契約に従い、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

他方、日本水産（所有割合：54.06%）が本基本契約に従って本自社株公開買付けに応募するものと見込まれることに鑑み、本公開買付けの結果、公開買付者の所有割合が41.35%未満となる等、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を本自社株公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを要請する予定です。公開買付者は、対象者との間で、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の

90%未満となることが見込まれる場合には、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けの決済の開始までの間の日（本日現在において、2022年8月中旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを合意しております。対象者意見表明プレスリリースによれば、本日現在において、対象者は公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2022年10月中旬を予定しているとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、下記「(6) 本取引に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、日本水産も、本臨時株主総会の基準日株主として、本基本契約に従い、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2022年6月17日（金曜日）から2022年7月14日（木曜日）まで（20営業日）

(変更後)

2022年6月17日（金曜日）から2022年7月28日（木曜日）まで（29営業日）

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2022年7月22日（金曜日）

(変更後)

2022年8月4日（木曜日）

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(変更前)

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書において、令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがある旨を記載することを予定しております。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(変更後)

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書において、令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及び

ワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがある旨を記載することを予定しております。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

このプレスリリースには、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、公開買付者の予想から大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。